

## 7. 建築鉄骨ロボット溶接オペレータの認証

建築鉄骨の製作を溶接ロボットを用いて行う溶接技能者に対する資格認証であり、継手の部位、溶接姿勢、使用するエンドタブの種類の変換により、認証範囲が分かれています（表1参照）。この資格は、近年建築鉄骨の製作において著しく伸長した溶接ロボットの導入と、1995年の阪神大震災を契機とする建築鉄骨の溶接部の品質強度に対する社会的関心の高まりが背景となって、従来何も規定されていなかったロボット溶接オペレータの資格要件について、学識経験者を中心とする第三者機関により新たに制定されたものです。この資格者は、工場等で溶接管理技術者の管理の下に建築鉄骨のロボット溶接作業に従事するのが望まれます。

### 7.1 適用する規格

WES 8110：建築鉄骨ロボット溶接オペレータの技術検定における試験方法及び判定基準

WES 8111：建築鉄骨ロボット溶接オペレータの資格認証基準

### 7.2 認証区分

技量認証の範囲は、継手の部位、溶接姿勢、使用するエンドタブ等の組合せにより区分される技術検定試験の区分に応じて表1のように分かれています。

表1 資格の種類

級別	継手の区分	認証範囲		
		溶接姿勢	エンドタブの種類	種別記号
基本級	柱と梁フランジ (PP)	下向 (F)	スチールタブ (S)	PP-FS
	角形鋼管と通しダイアフラム (SD)		代替タブ (F)	PP-FF
	円形鋼管と通しダイアフラム (CD)		なし (N)	SD-FN
専門級	柱と梁フランジ (PP)	立向 (V)	スチールタブ (S)	PP-VS
			代替タブ (F)	PP-VF
	角形鋼管と角形鋼管 (SS) 円形鋼管と円形鋼管 (CC) H形鋼とH形鋼 (HH) 溶接組立箱形断面柱と溶接組立箱形断面柱 (BB)	横向 (H)	スチールタブ (S)	PP-HS
			代替タブ (F)	PP-HF
			なし (N)	SS-HN
			なし (N)	CC-HN
			スチールタブ (S)	HH-HS
			代替タブ (F)	HH-HF
コーナータブ (C)	BB-HC			
なし (N)	BB-HN			

- 注 1. 「柱と梁フランジ」継手の認証は、「通しダイアフラムと梁フランジ」継手の認証を含みます。  
 2. 「柱と梁フランジ」継手の認証は、「角形鋼管柱と通しダイアフラム」または「円形鋼管柱と通しダイアフラム」継手を除く「柱フランジと通しダイアフラム」継手の認証を含みます。  
 3. 「角形鋼管と通しダイアフラム」継手の認証は「円形鋼管と通しダイアフラム」継手の認証を含みます。  
 4. 代替タブの検定で認証を受ければ、スチールタブは自動的に認証されます。  
 5. 受験者は、表1に示す検定項目の組合せの中から、単数もしくは複数選択して受けることができます。

### 7.3 受験資格

- a) 基本級 JIS Z 3841 / WES 8241 に基づく半自動溶接技能者の基本級資格（SA-2F, SA-3F, SN-2F, SN-3F のいずれかの資格）を取得しており、かつ建築鉄骨の溶接に1年以上従事し、産業用ロボット安全衛生特別教育（80W を超えた駆動電動機を有する産業用ロボット使用の場合）修了証と建築鉄骨ロボット溶接特別教育の受講修了証を保有する者。ただし、ロボット溶接を100日以上行った経験のある者については、建築鉄骨ロボット溶接特別教育受講は免除します。
- b) 専門級 建築鉄骨ロボット溶接オペレータ資格の基本級を取得している者、若しくは取得見込みの者で、いずれもロボット溶接を100日以上行った経験のある者。ただし、表3に示す JIS Z 3841 / WES 8241 に基づく半自動溶接技能者の専門級資格を取得している場合は、ロボット溶接100日以上行った経験は必要としません。

### 7.4 受験の申込, 受付

技術検定試験は年4回行い、その実施時期は6月、9月、12月、翌年3月とし、それぞれ2～6週間前までに所定の受験申請手続きをします（「受験案内」参照）。

### 7.5 実技試験実施要領

試験期日は受験者と評価委員会で日程調整を行って決定し、受付締切日から原則として40日以内に設定します。試験は原則として受験者の所属する工場で行います。

### 7.6 試験結果の通知

試験結果は受験者の所属する工場（会社）を通じて、書面により通知します。

### 7.7 認証の登録

- (1) 試験に合格した者は所定の認証登録手続きを行わなければなりません。
- (2) 上記の認証登録手続きを行った者には、合格の区分に応じた「適格性証明書」が交付されます。

### 7.8 認証の有効期間, サーベイランス

この「適格性証明書」の有効期間は2年間であり、期間満了前6ヵ月以内にサーベイランスの申請を行い、これに合格した場合には有効期間が2年間延長された「適格性証明書」が交付されます。

### 7.9 再評価

- (1) 資格の登録後6年を経過（サーベイランスを2回受けて更に2年経過）し、資格を更新しようとする場合は、有効期間満了前6ヵ月以内に再評価を受けなければなりません。
- (2) 再評価に合格した場合は、有効期間2年の「適格性証明書」が新たに交付されます。